

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催等委託業務公募型プロポーザル 募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催等委託業務

(2) 事業の目的

本県では、森林が本来持つ二酸化炭素の吸収や水源の涵養などの多面的機能を守るため、環境問題に積極的に取り組んでいる企業や団体の皆様と、市町村・森林組合・県などが「協働の森パートナーズ協定」を締結して、森林の再生を行うとともに、地域と企業・団体の交流による地域活性化に取り組む「環境先進企業との協働の森づくり事業(以下「協働の森づくり事業」という。)」を平成17年度から実施している。

また、本県の自然豊かな環境を守り育むとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な脱炭素社会を目指し、県民、事業者、各種団体及び行政の各主体が連携・協働して、県民総ぐるみによる地球温暖化防止活動を推進することを目的とした「高知県地球温暖化防止県民会議(以下「県民会議」という。)」の取組を平成20年度から実施している。

本委託事業は、協働の森づくり事業及び県民会議における長年の活動実績や先進的又は他の模範となる活動実績を表彰・紹介するとともに、基調講演を開催し、多くの県民に当該取組が認知されることでカーボンニュートラルの達成に資する各事業の取組のさらなる発展を図ることを目的に「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)」を開催するもの。

併せて、上記事業の参画者を対象に、フォーラムに続く交流会を開催し、参加者間の交流を深めながら各者の取組に関する情報交換を促進する。

(3) 事業内容

別添「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催等委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

2 見積限度額

3,713千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催等委託業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。15日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に本店を有する者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(又は契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去10年間において、イベント運営等の実績がある、又はそれと同等の能力を有していること。

6 説明会(説明会の参加は、プロポーザル参加の条件ではありません。)

日時:令和8年4月27日(月)14時から約30分間を予定

場所:オンライン(Zoom)説明会(開場:13時50分予定)

※ZoomのURLやミーティングID等は参加希望者にお知らせします。

・別紙様式-1により、令和8年4月23日(木)17時までにFAX又は電子メールでお申込みのうえ、必ず電話により着信を確認してください。

連絡先:高知県林業振興・環境部 林業環境政策課

担当者:田中 TEL:088-821-4586

<注意事項>

・当課ホームページから関係資料を印刷し、手元に用意して、参加をお願いします。

- ・2名以上参加される場合も、1アカウントによる参加をお願いします。
- ・オンライン説明会に参加する場合の表示名は、オンライン参加のURLを送付する際のメールで県から指定された表示名「(例)参加者NO.A-001」を利用してください。指定された表示名と異なる表示名の場合、入室はできません。
- ・環境先進企業との協働の森づくり事業及び高知県地球温暖化防止県民会議の取組については下記ホームページを参考にしてください。

【環境先進企業との協働の森づくり事業】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kyoudounomori/>

【高知県地球温暖化防止県民会議】

<https://cn-portal.pref.kochi.lg.jp/kenminkaigi/>

7 質疑と回答

質疑は令和8年4月28日(火)17時(厳守)までに別紙様式-2により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式-3)に資格要件確認書(別紙様式-4)等を添えて申込してください。申込に当たって提出する書類は次表のとおりです。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式-3	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式-4	A4縦	1部
3	法人等概要書	別紙様式-5	A4縦	1部
4	提出者の概要(団体概要等)及び経営状況(決算書等)が分かる書類	任意	A4縦	1部
5	入札参加資格登録者名簿への審査申請書の写し	—	A4縦	1部
6	都道府県税の納税証明書	—	A4縦	1部
7	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	A4縦	1部
8	イベント運営等の実績が分かる資料(パンフレット等)	任意	A4縦	1部

※5は入札参加資格登録者名簿への登録予定の場合のみ必要。

※高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者については5及び6について提出の必要はありません。

(1) 参加申込書

① 提出方法

電子メール、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)で受け付けます。電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認してください。高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者については5及び6について、持参又は郵送により原本を提出してください。

② 提出期限

令和8年5月18日(月)17時(必着)

③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者:田中

TEL: 088-821-4586 E-mail: 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部林業環境政策課において、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年5月20日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により、知事に対して資格要件を満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催等委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催等委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和8年6月下旬頃までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は「高知県情報公開条例」に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

【高知県情報公開条例】

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

12 日程

令和8年4月20日(月)	募集開始
令和8年4月23日(木) 17時	説明会参加申込書提出締切
令和8年4月27日(月) 14時から	説明会(オンライン)
令和8年4月28日(火) 17時	質疑書の提出締切
令和8年5月11日(月)	質疑回答
令和8年5月18日(月) 17時	参加申込及び資格確認書類提出締切
令和8年5月20日(水)	参加資格確認結果通知
令和8年6月5日(金) 12時	企画提案書の提出締切
令和8年6月中旬頃	審査委員会(プレゼンテーション) (日程が決まり次第、連絡します)
令和8年6月下旬頃	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)
- (3) 提出された企画提案書は、「高知県情報公開条例」に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-6により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-6に基づき行うものではなく、様式-6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

【高知県情報公開条例】

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 問合せ先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課
担当者 田中、吉田、福田
TEL 088-821-4586
FAX 088-821-4576

15 失格事項

次のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書を受け付けた後に同提案書の追加・修正は認めません。
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (5) 原則として、委託業務における再委託は認めていませんが、やむを得ず再委託する場合は、県内事業者を選定し、事前に県の承諾を受けてください。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指します。